南島原市ニュース

令和4年9月9日

タイトル	職員の懲戒処分について

９月９日に本市の職員に対して、懲戒処分を行いましたので別紙のとおりお知らせします。

担当部署	総務部　人事課	担当者	末永　勝信
直　通	0957-73-6623	E mail	jinji@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは☞		検索ワード	
担当者連絡先			

別　紙

被処分職員および処分の内容

（１）所属部局　　市民生活部

（２）職名・性別・年齢・処分内容

参事・男性・５６歳・停職：２カ月

（３）処分日　　令和４年９月９日

（４）概要

今回事案の当該職員は、令和２年夏頃から特別弔慰金の請求手続き方法の相談を複数回受けていたにもかかわらず、今回の事案が発覚する令和４年７月１日までの間、業務多忙を理由に長期間にわたり放置していた。また、令和４年４月１日に他所属へ異動する際も事務引継ぎを行っておらず、上司にも報告を行っていなかった。

幸いにして請求できる親族の夫が存命であり、請求期限前であったことから、県に提出することができた。

今回、相談を放置したことにより請求自体ができなかった可能性のある事案であり、市の信用を大きく失墜させた行為であった。

また、当該職員は、指導職員の立場である参事の職を怠った行為であり、公務員として職務上の義務としてふさわしくない非違行為であることから、停職２カ月とするものである。

また、当時の所属長を管理監督者として当該職員に対する指揮監督が不十分であったと判断し、同日付けで訓告処分を行った。